

主な人道支援国際機関の活動範囲

	保護・予防	緊急人道支援		復興	開発
		緊急時支援	早期復旧		
①UNICEF (国連児童基金)	・子供の権利保護 ・アドボカシー	・保健、水・衛生、栄養、教育等の支援			
②WFP (国連世界食糧計画)	・アドボカシー活動	・食料支援 ・ロジスティック支援	・Food for Work ・Food for Training		
③UNHCR (国連難民 高等弁務官事務所)	・難民、国内避難民の登録 ・法的支援等	難民・IDPに対する ・シェルターの提供 ・生活必需品支給 ・社会的弱者支援等	・難民、国内避難民の帰還支援 ・帰還民の社会再統合のためのコミュニティ支援		
④UNRWA (国連パレスチナ難民 救済事業機関)	・難民登録	・食料支援 ・現金、生活必需品支給 ・困窮者救済	・初期医療・母子保健医療の提供 ・環境衛生維持	・住宅改善支援 ・コミュニティ施設の運営	・小・中学校の運営 ・職業訓練の提供 ・奨学金の提供 ・小規模金融・企業活動支援
※国家を持たないパレスチナ難民に対して基本的な国家行政サービスを提供。パレスチナ独立国家成立時に同国行政機能の一部として引き継がれる予定。					
⑤UNOCHA (国連人道問題 調整事務所)	・アドボカシー活動	・支援調整 ・CAP、フラッシュアピール発出 ・アドボカシー活動	※国連事務局内の人道担当部局として、 平時より人道支援活動に関わる調整、 アドボカシー、情報ネットワークの構築等を実施。		
⑥UNMAS (国連PKO局 地雷対策サービス部)	・地雷回避教育	・地雷、不発弾除去	・犠牲者支援	※支援活動以外にも、地雷対策に係わる国連のフォーカル・ポイント。 地雷対策の政策及び基準の情報収集・策定・モニタリングを実施。	
⑦IOM (国際移住機関)	・避難民登録等 ・人身取引被害者支援等	・援助物資の輸送 ・避難民の移送 ・シェルターの提供等	・避難民（元兵士も含む）の帰還支援と生計手段の回復等 ・コミュニティ支援等		・移住と開発 ・移住促進 ・移住の管理行政 ・非自発的移住
⑧ICRC (赤十字国際委員会)	・紛争時の文民保護 ・国際人道法の普及活動 ・紛争犠牲者への支援	紛争犠牲者に対する ・医療支援 ・水、食料、生活物資等供給 ・保健衛生活動 ・その他生活再建支援等			
		・各国赤十字社の活動強化等支援			
⑨IFRC (国際赤十字・ 赤新月社連盟)		・災害被災者支援（シェルター、食料・生活物資等） ・各国赤十字社による災害支援調整			
		・各国赤十字社の活動強化等支援			